

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化 ②日本版DMOの推進

国への提案事項

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」においても、条例による特定財源(宿泊税, 入湯税等)など, 安定的な財源の必要性について言及されているものの, 特に活動エリアが県域をまたがる場合には, 複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため,

1 広域連携DMOが, 将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行って いくことができるよう, 法的枠組みを整備すること

具体的には, 複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている, BID制度を活用したTID制度を参考に, 地域再生エリアマネジメント負担金制度において, 次の点を踏まえて制度改革を行うこと

- (1) 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定, 受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について, 活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には, 地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- (2) 日本版DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう, 更新手続きを規定

2 国際観光旅客税について, 自由度の高い財源として, 観光地経営を 実際に行っている日本版DMOを含む地方の観光振興施策に充当され るよう, 税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

【提案先省庁:内閣府, 観光庁】

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、日本版DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。

※1: 日本版DMO: 136法人, 日本版DMO候補法人: 116法人が登録を受けている。(2019年8月7日現在)】

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延宿泊者数が増加。

◆ 広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2018年	2018年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	3,981,050	152.9%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	267,470	182.7%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	94,275,240	143.7%

(出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。

このとりまとめでは、DMOの財源、JNTOとの役割分担について言及されているが、広域連携DMOの実情を考慮したものではない(※2)。

また、「国際観光旅客税」の活用についても言及されているが、DMOにおける人材確保・育成等の側面支援に留まっている(※3)。

※2: 財源について、「国が一律の方針を示すのではなく、地域の実情を踏まえ、条例による特定財源(宿泊税、入湯税等)の確保を目指すことが望ましい」と言及されているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。

また、DMOの役割について、各層DMOが「着地整備」を行った上で、JNTOが「一元的に対外的な情報発信を行う」と言及されているが、観光資源の磨き上げのためにはプロモーションを通じた旅行者のニーズ把握が不可欠であり、加えて広域連携DMOにおいては、広がりを持った一つのディスティネーションとして、効果的な情報発信が期待できるため、各層DMOを一律に論じることは妥当ではない。

※3: 「DMOにおける人材確保・育成を支援するため、国際観光旅客税の活用も視野に入れつつ、人材育成プログラムの創設、人材採用バンクの活用等を検討すべき」と言及されている。

2 地方創生の推進

(2) 地方の産業競争力の強化

② 日本版DMOの推進

関係法令の施行

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設。

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

- ※ 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収(※5)を開始。

※5: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

国における「地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革」に対し、国際観光旅客税の税収が充当され、DMOの体制及びDMOと連携したコンテンツ造成の取組に対して、国が支援を実施。

課題

1 日本版DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 日本版DMOには法的位置付けがなく、行政との役割分担も明確にされていないことから、観光地経営を行う権限がない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。
特に、国の財政措置が時限的(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6:2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

2 日本版DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする日本版DMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。